**令和６・７年度　阿久根市測量業務等入札参加資格審査申請要領**

阿久根市では、阿久根市測量業務等入札参加資格審査要綱（平成28年阿久根市告示第116号）に基づき、令和６年度及び令和７年度において市が発注する測量業務等の入札に参加を希望される方の資格の審査を行います。

令和６・７年度において、市が発注する「建設工事に係る測量・設計等の業務委託」の入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

**１　資格要件**

申請者は、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

⑴　営業に関し、許可、資格等を必要とする場合において、これを有している者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑶　国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑷　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団

イ　役員等が、暴力団員であると認められる法人等

ウ　暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等

エ　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

キ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

⑸　次のいずれにも該当しない事業主であること。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第３項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていない者

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第６条第１項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていない者

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第５条第１項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第７条の規定による被保険者となったことの届出を行っていない者

**２　受付期間**

**令和５年12月11日（月）から令和６年１月31日（水）まで**（閉庁日を除く。）

**３　提出書類**

**基準日は令和５年12月1日とします。**

⑴　市内業者　別表１のとおり

**※　市内業者とは、阿久根市内に本社、本店、支社、支店、事業本部、又は営業所を有し、かつ、営業の実態が確認できる者とする。（別添：測量業務等の入札参加資格者に係る市内業者の認定基準）**

⑵　市外業者　別表２のとおり

**４　申請書等の提出方法**

郵送（又は準ずる方法）によることを原則とし、封筒表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。

なお、令和６年１月31日（水）までに財政課管財係に必着とします。期間を過ぎての受付はできませんのでご注意ください。

※　持参可

※　受付証が必要な場合は、返信用ハガキを同封してください。

**５　有効期間**

令和６年４月１日から令和８年３月31日まで

**６　注意事項**

⑴　Ａ４フラットファイル（縦置き・色指定なし）に提出書類一覧を先頭に別表番号順に綴じ、ファイルの表紙と背表紙には必ず「商号又は名称」を記入して提出すること。

⑵　提出書類については、前回（令和４年度）申請時の様式等から変更したものもあるため、必ず今回指定の様式等使用すること。

⑶　押印漏れや添付書類に不備がある場合は受付ができないため、提出前に再度確認すること。

⑷　提出書類や本市との契約に関する情報は、法律に基づいて公開することがある。

**７　その他**

⑴　入札参加資格の有効期間中、許可、資格等を失効した場合は入札参加資格を失うため、更新の都度、必要な書類提出すること。

⑵　申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。

**８　提出先及び問い合わせ先**

〒899-1696

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

阿久根市役所　財政課　管財係

ＴＥＬ　0996－73－1217（直通）

0996－73－1211（代表）　内線1222

別表１

【市内業者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **提　　出　　書　　類** | **備　　　考** |
| １ | 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 | 中央公共工事契約制度運用連絡協議会  統一様式 |
| ２ | 業態調書 | 国に準じたもので可 |
| ３ | 登録証明書・登録通知書等の写し |  |
| ４ | 営業所一覧表 | 本社のみの場合は不要 |
| ５ | 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（写し可） | 発行後３か月以内のもの  ※　個人の場合は、事業主の身分証明書 |
| ６ | 使用印鑑届（原本） | 指定様式で作成すること。 |
| ７ | 印鑑証明書（写し可） | 発行後３か月以内のもの |
| ８ | 納税状況に関する証明書（未納がない旨の証明）  ※　本市発行の市税に係る納税証明書は原本。  　　（令和３・４・５年度分）  ※　本市以外が発行する納税証明書は写し可。 | ●法人の場合  ・市税　法人市民税、固定資産税、  軽自動車税、市県民税特別徴収分  ・県税　法人事業税、自動車税  ・国税　法人税、消費税及び地方消費税  ［様式その３の３］  ●個人の場合  ・市税　市県民税、固定資産税、  軽自動車税、国民健康保険税  ・県税　個人事業税、自動車税  ・国税　所得税、消費税及び地方消費税  ［様式その３の２］  ※　発行後３か月以内のもの |
| ９ | 市税等納付状況調査同意書 | 指定様式で作成すること。 |
| 10 | 保険料納入証明書（写し可） | 発行後３か月以内のもの  ①　社会保険料等  直近月分の領収書の写し  ②　労災保険料・雇用保険料  労働基準監督署発行のもの |
| 11 | 技術者経歴書 | 国に準じたもので可  ※　資格証等の写しを添付 |
| 12 | 測量等実績調書（直近２年間） | 国に準じたもので可 |
| 13 | 委任状 | 支店等に委任する場合。任意様式。 |
| 14 | 主要取引金融機関 | 指定様式で作成すること。 |
| 15 | 誓約書及び（別紙）自己及び自社の役員等の名簿 | 指定様式で作成すること。 |

別表２

【市外業者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **提　　出　　書　　類** | **備　　　考** |
| １ | 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 | 中央公共工事契約制度運用連絡協議会  統一様式 |
| ２ | 業態調書 | 国に準じたもので可 |
| ３ | 登録証明書・登録通知書等の写し |  |
| ４ | 営業所一覧表 | 本社のみの場合は不要 |
| ５ | 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（写し可） | 発行後３か月以内のもの  ※　個人の場合は、事業主の身分証明書 |
| ６ | 使用印鑑届（原本） | 指定様式で作成すること。 |
| ７ | 印鑑証明書（写し可） | 発行後３月以内のもの |
| ８ | 納税状況に関する証明書（未納がない旨の証明）（写し可） | ●法人  納税証明書（法人税及び消費税）  「様式その３の３」  ●個人  納税証明書（所得税及び消費税）  「様式その３の２」  ※　発行後３か月以内のもの |
| ９ | 保険料納入証明書（写し可） | 申請日前３か月以内に発行されたもの  ①　社会保険料等  直近月分の領収書の写し  ②　労災保険料・雇用保険料  労働基準監督署発行のもの |
| 10 | 技術者経歴書 | 国に準じたもので可  ※　資格証等の写しを添付 |
| 11 | 測量等実績調書（直近２年間） | 国に準じたもので可 |
| 12 | 委任状 | 支店等に委任する場合。任意様式。 |
| 13 | 誓約書及び（別紙）自己及び自社の役員等の名簿 | 指定様式で作成すること。 |